

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・伊藤太一

自然公園法には「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与すること」と目的が記される。この「保護と利用」を二大使命とする考え方がどうして生まれたのか、日米の歴史的文献に基づいて調べてみた。

国立公園法における「保護と利用」

一九三二年の国立公園法には目的が記されていないが、伊藤武彦の「国立公園法解説」（一九三二）によると「自然の大風景地を保護開発して、一般世人をして容易に之に親しましむるの方途を講じ、国民の保健休養乃至教化に資せしめんとする文化的使命と、延いては外客誘致に資し国際貸借改善上

寄與せしめんとする經濟的使命」が提案理由で示された目的であるとする。すなわち、風景地を「保護」するだけではなく「開発」して容易に親しめるようにするということで「保護と利用」は並立していない。

一方で、国立公園法には、その計画とは「保護又は利用に關する統制及施設の計畫」と記され、「保護と利用」が並立している。さらに、同書の米国の国立公園に關する説明では、「自然の大風景を保護することと、その公衆利用の途を全くする為に開發施設を講ずることとは、国立公園の二大使命であり、雄大なる自然の大風景と國民の利用とは国立公園の本質である」と「保護と利用」が並立するように書かれ、国立公園法提案理由では「方途」すなわち手段であった内容が、「使命」や「本

質」という目的に置き換わっている。それでは、米国の国立公園では風景保護と利用増進が「二大使命」になっているのだろうか。

米国の国立公園設置法と公園局設置法

一八六四年のヨセミテ溪谷・マリポサ巨木林の州立公園化以来、イエローストン北口のゲート（写真）のとおりに「国民の福利厚生（for the benefit and enjoyment of the people）」が目的としてそれぞれの公園設置法に記されている。ところが、一九一六年の国立



イエローストンのルーズベルト・アーチ
（125周年記念日1997年3月1日著者撮影）

公園局設置法では、「利用の推進と規制」という国立公園局の目的に続いて、「風景と自然・歴史の対象、野生生物の保全とその享受」が国立公園等の目的とされる。この表現だけでは「保護と利用」が並立したと思われるかもしれない。だが、「未来世代の福利厚生（for the enjoyment of future generations）」という文言が続いているように、「保護と利用」は並立しているわけでも対置しているわけでもなく、後世の人々も持続的に公園を享受できるように風景などを保全するという内容である。一九一八年のレーン内務長官名の管理指針では、この点が一層明らかになる。本多静六はこの管理指針を、「その儘の姿で現代並に将来の利用のため維持」と「天然公園」（一九二七）において訳している。すなわち、持続的利用のための保護である。かといって保護が軽視されているわけではなく、イエローストン設置法以来、風景や野生生物保護条項も各法令に記されている。

一九二〇年代の日本における国立公園解釈

このように米国の国立公園設置法などからは「保護と利用」を並立あるいは対置させるような表現はないのに、なぜ国立公園法はそうならなかったのか。

そこで日本で国立公園運動を推進した本多や田村剛の意見を調べてみよう。両名ともまだ米国の国立公園を訪問以前の一九二一年九月時点に、国立公園における施設整備の必要性を訴えている。本多は「史蹟名勝天然紀念物」誌八月号で、「道路、鉄道、水力発電は文化生活に不可欠」として、「多少自然の風景や、天然紀念物も時には之を損傷し、破壊し、又は之を移動せしむことがあつてもやむをえない」という考え方を展開している。そのほぼ同時期に、田村は東京朝日新聞紙上に「国立公園論」を掲載している。この内容については既に中島が本誌七六七号で記しているとおり、国立公園における民衆の利用に不可欠な施設整備の必要性を訴え、上高地など平坦地が開発適地としている。これらに米国の国立公園は言及され

ていないが、ヨセミテ・ビレッジのような施設地区が理想化されている。オルムステッド二世らが投稿した一九一六年のランドスケープ・アーキテクチャー誌国立公園特集等を参考にして、田村らが庭園誌一九二一年二月国立公園特集を企画した可能性が高い。このように本多や田村の論説は保護された風景を民衆が利用するためには道路や宿泊施設などの整備が不可欠という認識である。換言すれば、「保護と利用」を並立あるいは対置させるような考え方ではない。

これに対して、一九二一年八月に欧米から戻ってきたばかりの上原敬二は「史蹟名勝天然紀念物」誌（一九二二）等に「国立公園の真意義」というテーマで、本多と田村に対する反論を発表している。上原は本多や田村を「利用論者」として批判し、国立公園は天然記念物保護主体であるべきと「保存論者」の立場を示した。この論争については、村串が「国立公園成立史の研究」（二〇〇五）で詳細に分析し、天然記念物派と国立公園派の対立ととらえたが、一方で、天然記念物派の代表ともいえる三好学は米国の国立公園を訪れ、

「保存の目的は独逸のように学術的ではなく、広い意味になつています」、「中にホテルもあり、又外国産の植物なども這入り込んで居りますので、独逸の保存家から見ると、甚だ雑駁で、余り評判が好くありませんが、併し我々が行つてみると結構のもので羨ましく思います」と「史蹟名勝天然紀念物」誌（一九一四）に肯定的に述べている。

一九二〇年代の米国の国立公園を回想して上原は、「我々の理想とする国立公園の真髓に比べてかなり人為的な所もあり、面白からぬ所もある、折角自然の美を求めて来遊しながらいつこう自然らしくないのに失望する人もあるくらいである」と述べているから、過剰整備にブレーキをかけたかったのだろう。このような上原の反論を踏まえて、田村は風景の「保護と利用」を国立公園法の二つの柱として意識的に並立・対置させてとりこんだのではなからうか。すなわち、米国の国立公園局設置法よりも上原の主張のほうが、「保護と利用」の並立・対置に強い影響を及ぼしたといえよう。

「保護と利用」を見直す

今日では「保護」が風景保護や自然保護から生物多様性を含む「環境保全」となった。また、「利用」は風景の利用ではなく発電などの資源利用と誤解されがちである。

「保護と利用」が並立するといふ一九二〇年代からの考え方を見直すときではなからうか。「保護又は利用のための規制又は事業（施設）」という分かりにくい公園計画も、自然環境と社会環境の管理、あるいは空間の管理と来訪者の管理のような方向で見直す必要がある。木道は保護にも利用にも役立つ施設であり、二者を分けることは無意味である。

伊藤 太一 ● いうたいい

筑波大学生命環境系教授・江戸川大学国立公園研究所客員教授。

一九七八年八月、ウイスコンシン大学に留学する途中、初めてイエローストンを訪れたが、その百周年を記念して世界遺産条約が制定され、この年にリストに載せられたことを知らなかった。